

「人生の最終段階にあり心肺蘇生法等を希望しない意思を示した心肺停止に対する救急隊の標準的活動プロトコル」に関する Q&A

沖縄県中部地区 MC 協議会

令和 7 年 4 月 1 日

Q1 プロトコルに記載のある様式 1 に準ずる指示書とは具体的にどのようなものか？
また、有効な指示書とはどのようなものを指すのか？

患者（代諾者）の署名と記入日及びかかりつけ医の署名と記入日が記載されている指示書を「様式 1 に準ずる指示書」または有効な指示書とみなす。

施設等で提示されることのある、かかりつけ医の署名がない意向（意思）確認書等の書面は有効とはみなさない。

Q2 指示書のコピーを提示したり、スマートフォンやタブレット等の電子媒体として指示書が提示された場合は有効か？

有効であるが、患者（代諾者）と医師の署名、記入日が確認できることが必要である。

Q3 指示書は必ず提示しなければならないのか？

必ず提示しなければならないものではない。救急隊は現場でご家族や関係者より指示書等の提示があった場合や、口頭で蘇生処置を希望しない旨の意思表示があった場合、プロトコルに沿った活動を開始していただきたい。

Q4 指示書の医師が不在で代理をたてられている場合、代理医師の指示に従ってよいのか？

従ってよい。

Q5 突然発症した心疾患や脳疾患などによる心肺停止が考えられ、指示書に記載のある病状の概要（終末期の状況）と異なった場合の対応はどうすればよいのか？

患者（代諾者や家族）やかかりつけ医の予期しない急病が原因となった心肺停止が強く疑われるケースについては、プロトコルの対象外と考えられる。心肺蘇生等を継続し病院への搬送が望ましい。

Q6 「心肺蘇生法等の中止」とは具体的にはどのような処置のことを指すのか？

胸骨圧迫、人工呼吸、ショック適応波形に対する電気ショックをはじめとする心肺蘇生に関わる蘇生処置の一切を中止することである。

Q7 かりつけ医に連絡がとれず、病院への搬送途上にかかりつけ医から折り返しがあった場合、どのような対応が望ましいか？

まずはかかりつけ医に現状を説明し指示を仰ぐ。もし、かかりつけ医から自宅に引き返すよう指示があった場合、家族の同意を得て可能な限り自宅に引き返すよう考慮する。ただし、搬送先までの距離や家族の心情等、その他様々な状況を総合的に判断し対応することが望ましい。

Q8 ACPも行われているが、実際に心肺停止若しくはそれに近い状況になり、対応がわからずあるいは混乱して救急要請が行われ、救急隊現着時に蘇生処置を強く拒否された場合はどのような対応がよいか？

指示書の確認とかかりつけ医への連絡を行う。指示書が確認できたら、家族等へ十分な説明を行いプロトコルに則って活動する。指示書は確認できたものの、かかりつけ医と連絡が取れず、家族等より心肺蘇生法等を強く拒否された場合は、オンラインMCで医師の指示に従うこと。